

千葉県営水道マスコットキャラクター「ポタリちゃん」デザイン等使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、千葉県営水道マスコットキャラクター「ポタリちゃん」を千葉県営水道の取り組み等をPRするキャラクターとして活用するにあたり、「ポタリちゃん」のデザイン等の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) デザイン等 「ポタリちゃん」のイラスト等に準ずるもの
- (2) 物品 景品及びこれらに準ずるもの

(使用の範囲)

第3条 「ポタリちゃん」は、お客様に親しみやすく、長く愛されるキャラクターとして制定されたものであることから、物品等のパッケージ、広告、サービス等、収益を上げることを使用目的とする場合は使用できない。

(デザイン等使用の申込み)

第4条 デザイン等を使用しようとする者は、「ポタリちゃん」デザイン等使用申込書（別記第1号様式）に記入の上、企画書及び申込者の概要がわかる書面を添えて千葉県企業局長（以下、「企業局長」という。）に提出し、その許諾を得るものとする。

- 2 企業局長は、前項の規定による申込みについては、必要があると判断したときは、申込者に対し書類の修正や追加書類の提出を求めることができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、企業局長の許諾を要しない。
 - (1) 県内市町村が使用するとき
 - (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が教育の目的で使用するとき。
 - (3) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき
 - (4) 千葉県企業局が発注する冊子や水道管工事等の周知等に使用するとき

(使用の許諾)

第5条 企業局長は、第4条第1項の規定による申込みの内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、デザイン等の使用を許諾するものとする。

- (1) 千葉県企業局の品位を傷つけるおそれ、若しくは正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。
- (2) 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。

- (3) 特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
 - (4) デザイン等を「マスコットキャラクター色指定」に従って使用しないおそれのあるとき。
 - (5) 「ポタリちゃん」のイメージを損なうおそれのあるとき。
 - (6) その他、企業局長が公益上の観点又は著作権管理の観点から使用について不相当と認めるとき。
- 2 企業局長は、デザイン等の使用を許諾するときは、「ポタリちゃん」デザイン等使用許諾通知書（別記第2号様式）により、申込者に通知するものとする。
- 3 企業局長は、前項の許諾に際し、条件を付することができる。
- 4 企業局長は、使用を許諾しないときは、「ポタリちゃん」デザイン等使用不許諾通知書（別記第3号様式）により、申込者に通知するものとする。

（デザイン等の使用期間）

第6条 デザイン等の使用期間は、原則として1年間以内とし、次項による場合を除き使用申込書に記載のとおりとする。

- 2 企業局長は、必要に応じ、使用期間を修正することができる。この場合において修正した使用期間は、許諾通知書に記載して通知する。

（許諾内容の変更の申込み）

第7条 デザイン等を使用するものは、許諾を受けたデザイン等の使用内容を変更しようとするときは、変更の概要を企業局長に提出しなければならない。

- 2 第1項の申込みを行う場合、第9条各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（使用禁止及び許諾の解除）

第8条 企業局長は、次の各号に該当すると認めるときは、使用者にその是正を申し入れることができる。

- (1) 第5条第1項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (2) 第5条第3項の条件に反したとき。
- (3) 第9条各号の遵守事項を遵守しないとき。

2 企業局長は、次の各号に該当すると認めるときは、デザイン等の使用を禁止し又は使用の許諾を解除することができる。

- (1) 前項による申し入れを行った後、是正される見込みがないと認めるとき。
- (2) 前項各号に該当すると認める場合で、緊急を要するとき。

3 企業局長は、前項の規定により、使用を禁止し、又は許諾を解除するときは、「ポタリちゃん」デザイン等使用禁止・使用許諾解除通知書（別記第4号様式）により、使用者に通知するものとする。

4 企業局長は前項の規定による使用禁止又は使用許諾の解除により使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(使用上の遵守事項)

第9条 デザイン等を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された内容により使用すること。
- (2) 許諾を受けた使用权は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 「ポタリちゃんポーズ集」に従って使用すること。
- (4) 「マスコットキャラクター色指定」に従って使用すること。
- (5) 原則として物品には「千葉県営水道マスコットキャラクター ポタリちゃん」と標記を付すること。
- (6) 許諾にかかる物品の完成品は、速やかに企業局長に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と局長が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。

(責任の制限)

第10条 使用者が、デザイン等の使用によって、第三者との間に紛争を生じ損害の賠償又は損失の補償等を求められた場合でも、企業局長は責任の一切を負わないものとする。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に企業局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年8月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。